

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年10月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：25件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（A）出口圧力計の配管ユニオン部より海水の漏えい（鉛筆芯1本）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	3号機	主タービン湿分分離器（NO. 1）内部溶接線の浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
3	3号機	発電機軸密封油装置タービン側シール給油ストレーナ差圧検出元弁点検において、弁接続配管ネジ部が折損したため、当該部を修理	D	
4	3号機	低圧タービン（A）内部車室下半溶接部の浸透探傷検査において、線状指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
5	3号機	低圧タービン（A）上下半ダイヤフラムの浸透探傷検査において、ノズル溶接部等に線状指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
6	3号機	中央制御室非常用換気系フィルタ性能検査において、フィルタ入口ダンパが実際には閉しているが開閉表示灯で閉確認（緑点灯、赤消灯）が出来なかったため、当該表示灯を点検・修理	D	
7	3号機	換気空調系排風機建屋送風機（B）入口ダンパに閉動作不良が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
8	4号機	原子炉建屋ストームドレンポンプ（B）点検準備作業において、ポンプ出口弁及び出口逆止弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	4号機	原子炉建屋ストームドレンポンプ（B）入口弁フランジ部より水のリーク（1滴/分）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	4号機	高圧復水ポンプ（A）入口弁開閉表示用リミットスイッチの取付ネジの外れ（2箇所）が認められたため、ネジを取付	D	
11	5号機	換気空調系空冷チラー装置冷水ポンプ出口圧カスイッチ付指示計に指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
12	5号機	ほう酸水注入ポンプ室換気空調系局所空調機冷却水配管の保温材に変形が認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	6号機	第2給水加熱器（B）出口電動弁等（4台）の駆動部より油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	6号機	非常用ディーゼル発電機（A）起動用空気圧縮機（B）駆動用電動機の点検において、負荷側軸受ブラケットハウジング部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
15	6号機	福島県並びに立地町へ提出した資料「工事計画件名一覧〔参考資料〕（8月分）」の実績工期に誤記が認められたため、当該資料を改訂し、差替え版を提出	C	
16	6号機	圧力抑制室内不活性ガス系弁点検において、作業員が着用していたフードマスクの肩掛け用ベルト留具が外れ、圧力抑制プールに落下したため、速やかに回収	B	
17	6号機	給水再循環制御装置点検において、制御用電子基板のデジタルスイッチに動作不良（設定値確認不可）が認められたため、当該基板を修理	C	11月20日再審議にてグレード変更 D → C
18	6号機	主発電機固定子冷却系配管の漏えい検査準備中、ドレン配管のフランジ部より漏えいが認められたため、当該部を修理	D	
19	6号機	主発電機アライメントキー点検において、高さ調整量が管理基準値に近い値のため、当該アライメントキーの交換を検討	対象外	
20	6号機	蒸気式空気抽出器蒸気供給配管ドレントラップ点検において、フロートに打痕傷等が認められたため、当該ドレントラップを交換	D	
21	6号機	原子炉再循環MGセット冷却海水ポンプ出口ストレーナドレン弁（3台）点検において、弁体・弁座・弁棒に腐食が確認されたため、当該弁を交換	D	
22	6号機	計器設定に関する確認において、高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電装置冷却海水ポンプのヘッド値に相違等（計47台）が認められたため、対応検討	C	
23	6号機	原子炉再循環MGセット冷却海水ポンプ（A）点検において、ポンプ軸の軸受端面接触部に腐食が確認されたため、当該部を修理	D	
24	集中環境施設	高温焼却炉廃棄物移送箱転倒機のコンベアに過負荷による起動不可が認められたため、当該コンベアを点検・修理	D	
25	集中環境施設	高圧圧縮設備受入ドラム重量計において、ドラム缶をセットした際、「受入重量高」警報が発生し、ドラム重量指示値のデジタル表示が消灯したため、当該重量計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで